

○中島源陽委員長 予算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて六十分です。庄田圭佑委員。

○庄田圭佑委員 お疲れさまでございます。午後一発目の質疑をさせていただきたいと存じます。大分、質疑項目が多いものですから、スムーズに質疑をさせていただきたいと思っております。令和四年度は、宮城の未来を育むハートフル予算と知事が銘打っているということでございますので、ぜひ私の質疑もハートフルな答弁を期待させていただきまして、通告に従い質疑に進んでいきたいと思っております。

まず、一点目でございます。財政運営から見る政策形成についてということ、質疑させていただきます。

昨年十月に示されました当初予算のフレームと今回の当初予算を比較いたしますと、財政調整基金百五十五億円の取崩し額が百四十億円になったほか、これは制度的なものですけれども、臨時財政対策債三百六十七億円が百四十七億円に大幅に減額となっております。当初予算のフレームで示した歳入歳出見込額と当初予算を比較したときに、増額あるいは減額となっている主要項目とその額、要因についてどう捉えているのか、お伺いいたします。

○大森克之総務部長 令和四年度一般会計当初予算は、約一兆一千四百四十六億円となりました。昨年十月末に公表したフレームと比べ約一千百二十三億円の増加となりました。歳出側の主な増加要因は、時短要請協力金三百六十億円や病床確保経費約四百四十二億円など、フレームで計上しておりませんでした感染症対策経費などを盛り込んだことや、税収などの上振れにより、地方消費税関連を中心に県税交付金等が約百三十億円増加したことによるものでございます。歳入面につきましては、緊急包括支援交付金約六百九十五億円や地方創生臨時交付金約四百四十三億円など感染症対策の国庫支出金を追加計上するとともに、景気動向や令和四年度地方財政計画を反映し、税収約八十億円や地方消費税清算金約九十四億円などが増、実質的な普通交付税、これは普通交付税と臨時財政対策債の合計でございますけれども、そちらのほうは二百二億円の減となりました。

このほか、フレーム公表時点で見込んでおりませんでした令和三年度の税収上振れなど

に伴います実質的な普通交付税の減に対応するため、地域整備推進基金からの取崩し百八億円を追加で計上しているところでございます。こうした乖離要因の多くは、感染症の影響によるもので、これを考慮しながらの当初予算編成は例年に比べて大変難しいものとなりましたけれども、財源不足対策におきましてはフレームで見込んだ退職手当債約二十三億円の計上を見送るとともに、財政調整基金の取崩しも十五億円圧縮するなど、将来負担の軽減も図りながら、健全な財政運営に努めたところでございます。

○庄田圭佑委員 ぜひ、引き続き健全な財政運営に努めていただきたいと思います。今、コロナ感染症で当初予算のフレームで見えていなかった協力金三百六十億円のほか四百四十二億円等々措置をしたというお話でございました。今回、この二月議会には、必ず補正予算ということで、所要額の精査や事業の執行状況、財源の確定見込みなどを踏まえて計数整理を行い、併せて特定目的基金の積立てを行っているということでございます。一般会計における減額補正額は、令和元年度が五百七十六億円、令和二年度が七百六十二億円、そして今年度が五百五十九億円となっているところでございます。必要経費を積み増す一方で、相当な金額を減額補正しているということでございます。こうした中においても、新型コロナウイルス感染症に対応した予算はスムーズな執行が望まれると私は認識をしております。今議会の十一号補正予算における経済対策を含む新型コロナウイルス感染症関連予算の減額補正額をお伺いさせていただきます。

併せて、コロナ禍の影響を大きく受けている飲食店への協力金や認証店おうえん食事券、宿泊事業者の宿泊割などの事業予算の執行状況についてもお伺いいたします。

○大森克之総務部長 それではまず私のほうからは、十一号補正予算におきますコロナ関連の減額補正の内容につきまして、お答えさせていただきます。十一号補正予算におきます感染症対応予算につきましては、中小企業経営安定資金等貸付金や時短要請協力金などの減額によりまして約二百七十八億円の減額となっております。主な財源の補正状況につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした国庫支出金が約六十六億円の減、中小企業経営安定資金等貸付金元利収入などの諸収入が約百九十九億円の減などとなっております。

○千葉隆政経済商工観光部長 私からは協力金等事業の執行状況について御答弁申し上げます。

今年度における飲食店への営業時間短縮等の要請に伴う協力金については、先月十八日現在、支給事務がほぼ完了しております。約五万七千件、延べ六万八千施設に対し、各市町村を通じておおよそ四百四十六億五千万円を支給しております。認証店おうえん食事券につきましては、一月三十一日で販売を終了しております。約二十三万二千冊、券面金額で約二十八億円分が販売され、先月十五日現在で十八万一千冊、約二十二億円分が利用されております。なお、この食事券でございますが、国のGoToEatキャンペーン事業を活用しておりますので、県は事務費の一部として九千五百万円を予算措置しております。最終的な所要額については現在、国と県の負担額に係る精算作業を行っているところでございます。

最後に、宿泊・観光需要創出支援事業でございます。昨年十月十五日から、宿泊割引&クーポン券付きプランを実施し、現在約三十九億八千万円の交付決定を行っております。このうち宿泊割引分が約二十八億四千万円、クーポン券が約十一億四千万円となっております。

○庄田圭佑委員 協力金と宿泊割の執行状況について伺いさせていただきました。食事券については今、利用自粛要請ということになっておりまして、要請解除後、おおむね一か月後をめどに使えるような形を取っていると認識しているところでございますが、宿泊割、これは三月十日までとなっていると思っておりますけれども、最近やはりコロナの感染者が高止まりしていて、まだ多分影響というのは大分続くのかと思っております。それを考えると、この三月十日で区切るというよりはもう少し期間を延ばしていくようなことも考える必要があるのではないかと思いますけれども、その辺りのお考え、これは知事のほうがいいんですかね、知事にお伺いさせていただきたいと思っております。

○村井嘉浩知事 これまで全国知事会等を通じて事業期間の延長などを要望してまいりましたが、観光庁から事業期間を三月十日から三月三十一日宿泊分まで延長可能という通知を受けました。このため県としては、県民等を対象とした宿泊割引の期間につきまして、従来三月十日宿泊分までとしていたものを三月三十一日宿泊分までに延長することにいたしました。観光関連事業者の厳しい状況を踏まえまして、来月以降への更なる延長について国に働きかけてまいりたいと考えております。もし延長されるということになりましたならば、四月以降もできまして、うまくいけば五月のゴールデンウィーク

までこれでつなぎ、そしてその後は今回補正予算で認めていただいた予算を使って更に旅行割引を使えるということになるのではないかと思っております。現在、五十七万人泊分を準備しておりますので、恐らく延長していただきましたならば四月いっぱい、五月のゴールデンウィークまではこれを使って、そしてそのあとは今回認めていただいた予算を使って、また延長できるのではないかと思っております。

○庄田圭佑委員 非常にいいお話をいただきましたので、せっかくなので、ぜひ全部消化できるように頑張っていたきたいと思いますと思っております。今回の十一号補正では大幅な減額補正の一方で、先ほども御答弁ありましたけれども、県税収入が大分伸びているということでございます。二百二十一億円増額補正しております。令和三年度当初予算よりも県税収入が相当程度上振れているというような状況でございます。この県税収入について、令和三年度の当初予算と決算見込みの差異をどのように分析・評価しているのか、お伺いいたします。

○大森克之総務部長 令和三年度の県税収入予算につきましては、九月補正予算で五十七億円増額いたしました。今回の補正予算での二百二十一億円の増額とあわせて、当初予算よりも二百七十八億円増の三千四十八億円、当初予算比で一〇%増というような形になりました。その主な要因といたしましては、当初予算では国の経済見通しですとか地方財政計画に沿いまして、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の減速を見込んでおりました。ところが、その想定よりも経済活動が堅調であったということがあったと分析・評価しております。税目別では、法人事業税が企業業績の伸びにより当初予算よりも百六十九億円、二七・七%の増加、地方消費税が輸入額の回復傾向にありまして六十億円の増加、当初予算比で八%の増加などとなっております。二百億円を超える増額補正は、東日本大震災直後の平成二十四年度以来となりますけれども、貴重な一般財源でございますので有効に活用するとともに、引き続き適切な税収の見積りに努めていきたいと考えております。

○庄田圭佑委員 今、法人事業税のお話もありましたので、ちょっとそこを確認させていただきたいと思えます。今年の一月末時点における令和三年度の調定額と前年同期比、令和二年度の調定額を比較すると、税収の金額、パーセンテージで比較しますけれども、

製造業が一一四％、卸・小売が一一八％、金融保険一三二％になっていることと
ございます。先ほど知事のほうから宿泊割の延長というお話がありましたけれども、そ
ういった宿泊、飲食関連を含むサービス業全体では九六％と、ほぼ横ばいになってい
るというわけでございます。ただ、その中でもう少し分類を細かく見ていくと、飲食・宿
泊は五三％、生活関連・娯楽産業は三一％ということで、令和二年度から比べてもかな
り減っているというのが実態でございます。県では、こうした産業分野別の税收推移を
参考にしながら政策を展開しているのか、そういう認識でいいのか、ちょっと確認させ
ていただきたいと思えます。

○村井嘉浩知事 県の政策展開に当たりましては、国や他の都道府県の動向、各種統計
調査、様々な手段で収集した情報などを通じて、現状・課題を分析し、政策の企画立案
に努めております。産業経済分野の政策立案につきましても、県の基幹的な税目の一つ
である法人事業税も含めた県税収入の動向も参考といたしますが、人口・景気動向、そ
して製造業などの各種統計調査や各業界団体からの聴き取りによる個別企業の経営状況
など、諸情勢を把握した上で対応しているということでございます。新型コロナウイルス
感染症への対応に当たりまして、こうした動向を踏まえながら、順次、必要な対策
を実施しているところであります。

○庄田圭佑委員 この税收というのは半年とか一年遅れぐらいで、いろいろな業種・業
態の景気動向を踏まえて成果として出てくるものだと思っております。そういった意味
で県の政策をやった上で、こういった税收に効果があったのかという、その効果・検証
においても、税收の部分というのは多分見えるところもあると思えますので、ぜひそ
ういったデータを活用しながら政策を更に進めていただきたいと思えます。

次に移りますがけれども、中期的な財政見通しでは、財政調整関係基金の年度末残高
は、令和七年度には決算剰余を考慮しても十二億円となる見通しだということとござい
ました。相変わらず厳しい財政運営を強いられているものと認識しております。こうし
た状況にあっても十一号補正では、県庁舎等整備基金造成費、スポーツ振興基金造成費、
文化振興基金造成費の三基金で約六十五億円を積み立てております。県の公共施設等総
合管理方針では、平成二十八年度から令和七年度までの十年間で、更新等の必要がある
庁舎等の一部については、維持修繕に必要な事業費を六百二十五億円と算出し、平成二

十六年度より所要見込額の一部を当該三基金に積み立てているということでございます。この当該三基金の補正後の残高及び将来見通しについてお伺いいたします。

○大森克之総務部長 今、お話がありました三つの基金でございますけれども、老朽化対策費を積み立てているものでございます。今回の積立て後の令和三年度末残高につきましては合計で約二百七十六億円となります。公共施設等総合管理方針に基づく施設の維持修繕を安定的に実施していくためには、所要額を適切に把握した上で計画的に積み立てていくことが必要でございますが、令和四年度以降今後十年間の所要額は、三基金合計で約五百八十億円、したがって令和十三年度までの積立て必要額は約三百億円と見込んでおります。人口減少や少子高齢化の進展による減収に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響もあります。今後も厳しい財政状況が見込まれますが、引き続き持続可能な財政運営とともに、老朽化対策の継続的な対応に支障を来すことのないよう努めていきたいと考えております。

○庄田圭佑委員 三百億円必要だという答弁でございました。非常にお金が必要だということ、今の答弁で分かったわけでございますが、その財政的な観点から言うと、この県庁舎等整備基金造成費、これ多分当初予算でも入っておりますけれども、県民会館とNPOプラザの建て替えの費用もこういうところから充当するものなのかと思えます。当初、県立美術館の合築の話があった中では、公共施設等適正管理推進事業債、公適債、これを活用して移転・合築をするという方向は、私は財政的な観点からいうと間違っていないと認識しております。これも一般質問でも申し上げさせていただいたと思いますけれども、当初予算においては県民会館・NPOプラザ複合施設整備費、大体三億七千万円ぐらいになりますけれども、計上されているということでございます。この県民会館・NPOプラザ複合施設整備費の総事業費の見込額、これと公適債とを比較した場合に県が実際に負担する金額はどの程度増えるものと見込んでいるのか、お伺いさせていただきます。

○鈴木秀人環境生活部長 令和二年十一月に開催いたしました県有施設の再編に関する県民説明会におきまして、いわゆる公適債を活用し、県民会館・NPOプラザを移転集約し、美術館は増築を行わずに現地改修した場合と、県民会館・美術館・NPOプラザを移転集約した場合、この二つの場合をライフサイクルコストの点で比較いたしますと、

県の実負担額は、三十年間で百十億円の差があるとの試算を示したということでございます。県民会館とNPOプラザの複合施設の整備の詳細につきましては、今後、新築設計におきまして具体的に検討を進めていくこととなりますけれども、その過程において県の負担を考慮した国の補助金、あるいは有利な地方債などの財政措置の活用を検討いたします。事業費についても精査してまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 一般質問で御答弁された内容と同じような内容で、それから今まさにプロポーザルをやっているので、細かな話は多分まだ進んでいないのかと思いますけれども、再度確認の意味で、今お聞きさせていただいたわけでございます。百十億円、三十年間でコストが増えるというお話でございましたけれども、この増えるコストの分をどこかで吸収する必要があるのだろうと思っております。現段階でこのコスト増対策についてどのように考えているのか、確認させていただきたいと思えます。

○大森克之総務部長 現在想定しております事業規模とか財源、これはこれまでの議論を踏まえて決定しました整備方針に基づいたものでございまして、我々としてはお尋ねのような県負担の増額という捉え方はしておりません。さはさりながら、移転集約した場合と県の実負担額の差があることは事実でございます。この差額を全て埋めるということはなかなか難しいわけでございますけれども、できる限りライフサイクルコストを抑える工夫が必要と考えております。今後、国の補助金ですとか有利な地方債ですとか、文化振興基金の活用、更にはネーミングライツの積極的な活用なども検討いたします。事業費について精査してまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 ぜひ設計と施工の段階でV E C Dもしっかりとやっていたら、総事業費を圧縮してもらうことも極めて重要だと思えますので、御検討いただきたいと思えます。そういった観点で申し上げますと複合施設整備の財源として、現在の県民会館とNPOプラザの現地を活用するということも同時進行で考えていく必要があるのではないかと思っております。現段階におけるこういった検討の進捗状況について、確認させていただきたいと思えます。

○大森克之総務部長 県民会館・NPOプラザの跡地利用につきましては、賃貸借や県による利用なども含めまして、仙台市中心部にふさわしい利活用となるよう、複合施設整備のスケジュールに合わせまして検討を進めていきたいと考えております。

○庄田圭佑委員 ぜひその検討を進めていただきたいのですが、これはもともと合築のときに有利な起債を使って、県の負担を減らして建てましょうという前提で話が進んでいく中で、県民会館の跡地を県あるいは仙台市が主体になって公金を投じて、何か人のにぎわいをつくるものを建てようということは、ちょっと私は財政的な観点からは、あまりよろしくないのかな、好ましいことではないのかな、と考えているところでございます。今日は総括質疑でございますので、提案めいた話は一般質問の機会に譲りたいと思いますけれども、ぜひ様々な観点から三十年で百十億円分のコストを何とか回収できるような手だてというものを、担当部署あるいは財政の当局で考えていただきたいと思っております。それで、新築設計業務に関して五月下旬のプロポーザルの契約締結に向けて、今進められているところでございますけれども、契約締結後から開館までのスケジュールについての想定を確認させていただきたいと思えます。

○鈴木秀人環境生活部長 県民会館とNPOプラザの複合施設の整備につきましては、今月中、三月中に設計事業候補者を選定いたしましたして、その後必要な手続等を行い、五月下旬に契約を締結する予定としております。そして契約締結後、令和六年度にかけまして、基本設計と実施設計を一体的に行ってまいりたいと。加えて、施設の管理・運営に係る計画を策定する予定としてございます。その後、建築工事の発注手続を経まして工事に着手しまして、令和九年度中の竣工、令和十年度中の開館を予定しているということでございます。

○庄田圭佑委員 結構な長期間にわたるプロジェクトだと思えます。公募型プロポーザルの目的の中に、建築の構想に関する発想・解決方法等について高度な技術・企画・デザインなどが必要となると記載がございました。このように高いレベルが求められる設計業務について、県の監理体制、どのように考えているのか、これも確認させていただきたいと思えます。

○鈴木秀人環境生活部長 複合施設におきまして大ホールやスタジオシアターなどのホール機能につきましては、舞台機構や照明、音響など特殊な設備機能が多く、専門的な知識やノウハウが必要とされるものでございます。また、事業の実施でございますけれども、必要性や有効性、効率性などの観点から審議する大規模事業評価部会の答申におきまして、事業の専門性や複雑性を考慮いたしましたして、外部の知見を適宜活用する適切

なプロジェクトマネジメントに努めること、との御意見をいただいたものでございます。こうしたことがございまして、設計業務の実施に当たりましては、専門的な知見から発注者を支援する業務を委託により実施しまして、県に対して適切な助言や支援を行う体制を整える予定としております。

○庄田圭佑委員　しっかりと適正な事業管理に努めていただきたいと思います。

次の項目に移りたいと思います。子ども・子育て支援関連予算ということでございます。

子供・子育て支援や若者の職業生活における活躍の推進のための施策に活用する基金でございます。次世代育成・応援基金造成費が当初予算と補正予算合わせて二十億円計上されているということでございます。この点、これまでの経済重視の富県戦略から福祉の村井にシフトしていることが鮮明になっている予算と、私は大変評価をさせていただきます。

まず初めに、知事の基金造成の思いと、この基金活用によって十年後の姿がどう変わるのか、どういうふうイメージしたらいいのかということをちょっと確認させていただきます。

○村井嘉浩知事　今後、急速な人口減少が見込まれる中で、我が県の合計特殊出生率が全国的に低い水準で推移していることなどを踏まえまして、新・宮城の将来ビジョンでは、社会全体で支える子ども・子育てを柱の一つとして独立させ、これまで以上に少子化対策等に取り組むことといたしました。新ビジョン二年目を迎えるに当たりまして、子供・子育て施策等を更に強化するためには、より効果的な施策を展開するための財源を安定的に確保し集中的に取り組むことが必要であると考え、今回次世代育成・応援基金の創設を提案したものであります。今後、この基金の活用によって、新規・拡充施策を積極的に展開することで、子供・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境づくりを一層強化し、新・宮城の将来ビジョンが目指す子供を持つことを望む幅広い世代の希望がかなえられ、誰もが安心して子育てをすることができる社会の構築を目指したいと考えております。

○庄田圭佑委員　ぜひ、子育て世代が夢を持てるような宮城県政にしていきたいと思えます。それと不妊検査費用助成費が今回予算の中に計上されております。四月から

不妊治療が保険適用となるということでございますけれども、負担軽減が図られるというところで、大いに歓迎すべき点かと思っております。本県でも、最初に質疑させていただいた基金を活用した事業として、不妊を心配する夫婦や子供を望む夫婦の早期の不妊検査受診を促進することを目的に、この不妊検査費用助成費四千万円が計上されているというところでございます。まず不妊検査対象者や対象となる不妊検査の種類や助成額についてどのように考えているのか、確認させていただきたいと思っております。

○伊藤哲也保健福祉部長 不妊検査の対象者については、不妊を心配する夫婦や子供を望む夫婦で、検査開始日における妻の年齢が四十三歳未満の御夫婦を対象とする予定です。検査の種類ですが、医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査で検査開始日から一年以内に受けた検査であれば、医療保険の適用・適用外を問わず、対象とする予定であります。また、助成額は検査費用の自己負担に対して、上限二万円として一組の御夫婦につき一回限りの助成と考えております。

○庄田圭佑委員 一組の夫婦で一回限り二万円ということでした。単純に四千万円を二万円で割ると、大体二千件ぐらいという理解でよろしいですか、助成対象は。お願いたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 おおむねおっしゃるとおりです。新年度予算案に計上させていただきます。いただいたものとしては、一千八百五十件を想定して積算しております。

○庄田圭佑委員 この検査というものはまさに、不妊治療の入り口の部分でございますので、できるだけ門戸を広げていただいて、子供を望んでいる夫婦に一日も早く朗報が訪れるような環境をつくっていただきたいなど思っております。先月の二月九日に、中央社会保険医療協議会が不妊治療の診療報酬を公表したわけでございます。生殖医療ガイドラインが示す推奨度A・Bが保険適用となる一方で、推奨度Cは保険適用外ということでございます。推奨度Cについては、医療機関から申請があった技術は順次先進医療として実施することについて審議を進めると伺っております。ございます。県として今後の国の検討状況を踏まえて、不妊検査費用助成とは別に、先進医療として実施することになった医療技術に対する支援などを検討するお考えがあるか、お伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 体外受精や顕微授精、男性不妊手術の生殖補助医療について、

採卵から胚移植に至るまでの一連の基本的な診療は、今年四月から新たに保険適用されることとなっております。一方で、現在実施されている医療技術であっても、患者の状態等に応じて個別的に実施される治療は保険適用外となりますが、その中でも先進医療と位置づけられたもののみ保険診療との併用が可能となります。先進医療部分は患者の自己負担となり、不妊治療の保険適用後も高額な治療費がかかる場合も想定されますことから、医療現場における四月以降の治療頻度なども踏まえて、保険適用化などの支援を国に対して要望してまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 保険適用になってかなり負担は減るわけですが、特に四十歳以降になると、三十九歳で妊娠率と流産率が逆転する状況でございます。四十歳を過ぎると、様々な手を尽くさなければいけないという実態がございます。保険適用の回数も制限等々ございますので、ぜひ国に引き続き要望していきながら、知事の英断で更に何らかの県の独自支援を考えていただければありがたいと思っております。不妊検査の助成支援は極めて重要と思っておりますけれども、最も重要なことは妊活と不妊症に関する正しい知識を早い段階で獲得していただくことではないかと思っております。今回の四千万円の費用の中には、不妊治療等に関する情報発信も予算化されているということでございますけれども、具体的な情報発信方法とか、その内容について伺いたいと思います。

○伊藤哲也保健福祉部長 情報発信の方法については、インターネットをはじめ県政だより、ラジオなど各種広報媒体を活用したいと思っております。また、その内容については妊娠や不妊症の基礎知識、不妊治療の流れ、相談先や医療機関の情報、県の助成制度の紹介などを盛り込んで、不妊に悩む方をはじめ、広く県民が不妊について理解を深めるような内容となるように検討してまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 結婚して子供が欲しいとなったときに、三十五歳を過ぎるとかなり妊娠率がぐっと下がるわけでございます。いろいろなところに情報発信していただいても構わないのですが、やはりどこに情報発信するのが一番効果的なのかということをしつかりと考えて、事業構築をしていただければありがたいと思っております。特に私の周りも不妊治療をされている方が結構いらっしゃるのですけれど、三十五歳を過ぎると妊娠しにくくなるということを知らなかったという方も結構多うございまして、正しい

情報をしっかりと県民の皆様にご提供いただくということが非常に有効かと思っております。ぜひこれはお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。ヤングケアラー支援体制整備費について、質疑させていただきます。

昨年の二月定例会で、私はヤングケアラーの現状認識と今後の対応を質問させていただきました。この間、仙台市が実態調査を先行実施していたということもございました。県はまだなのかとやきもきしていたところでございます。ありがたいことに今般調査予算が計上されたということで、安堵しているところでございます。今回予算計上された実態調査について、この間、石田議員の一般質問にも小学校五年生、中学校二年生、高校二年生を対象にということで答弁がありましたけれども、調査手法や対象サンプル数、実施スケジュールについてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 実態調査は、学校を通じて児童生徒に調査票を配布し、回答はウェブや郵送でも受け付けるなどより多くの児童生徒が回答できるように、他県の調査手法等も参考にしながら検討しているところであります。対象は、先ほど委員がおっしゃいましたが、仙台市立を除く公立学校の小学校五年生、中学二年生、高校二年生、計三万人を予定しております。実施スケジュールですが学校現場の状況なども念頭に置きながら、教育委員会と調整しながら、調査結果を年内にまとめられるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 三万人ということで悉皆調査かと思っております。年内に結果を公表するというところでございますけれども、実際に実態調査する中において、より実態に即した調査にすることを考えると、児童生徒とか現場の教職員がヤングケアラーということをきちんと理解していないと、多分ただやっただけの結果になってしまうと思っております。そういった意味で、このヤングケアラーの認知度を向上させていくということも必要なかなと思っておりますけれども、その認知度向上についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 ヤングケアラーは、まだまだ理解されていないのが現状であると認識しております。県としては、実態調査の実施を通じて認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。具体的には、ヤングケアラーの概念や正しい理解について

記載した資料などを調査票と一緒に配布し、児童生徒や教員の理解が深まるような取組を考えております。また、教員などを対象とした研修会を開催することを予定しており、これらを通じて普及啓発の取組を強化してまいりたいと考えております。国では、来年度から三年間を集中取組期間として、認知度向上の取組を強化することとしております。県においても実態調査の成果を踏まえて、ヤングケアラーの実態について、様々な場面で広く県民の皆様にも周知できるように努めてまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員　ぜひ様々な手法を駆使していただきながら、認知度を高めていただきたいと思っております。せっかくヤングケアラーの調査をするわけですから、多分これから質問項目とかいろいろと設計していくのだと思いますので、ヤングケアラーとあわせて、これもできるかできないかも検討してもらいたいのですけれども、例えば子供の貧困も議会の中のテーマとして取り上げられる課題と思っております。そうした子供の貧困の調査みたいな、項目というか、そういうことはかされるようなアンケートの設計にいただければありがたいと思っております。これは要望にさせていただきますので、ぜひ御検討いただきたいと思えます。実際、ヤングケアラーになっている子供の支援については、関係機関が連携していくことが重要だと思っております。当初予算の中でも関係機関職員研修の実施とか民間団体と連携した相談支援などの実施が予定されているということを伺っております。特に仙台市は多くの民間団体を抱えているということもございますので、仙台市との連携が重要と認識しているところでございますが、仙台市との連携についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長　民間団体は、行政とは異なる立ち位置で蓄積した知見や手法を生かした取組が期待できますことから、来年度、支援が必要な子供やその保護者からの相談対応や同じ境遇にある方々を対象としたサロンの実施に当たって、民間団体との連携を考えております。仙台市においても同様の取組を予定していると伺っております。民間団体の多くは仙台市に拠点を持ちつつ、活動領域は県内全域といったようなところも多いことから、仙台市と県が共同して取り組むことによつて、相乗効果が期待できると考えております。仙台市とは事務レベルで共同実施が可能な項目の洗い出しや手法などについて話し合いに着手しているところでありますので、しっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 今の答弁を聞いて安心しましたので、しっかりと連携をして取り組んでいただきたいと思えます。

次に移りますけれども、子どもアドボカシーについてお伺いさせていただきますか、

これも昨年の二月議会で、私が質問で取り上げさせていただきました、子供の権利擁護の取組である子どもアドボカシーについて、今年度、執行部のほうでは、アドボカイト養成講座を実施するなどの実績があったということを知っております。今年度の実績を踏まえて、次年度の事業展開をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 子どもアドボカシーに関しては、昨年度から児童相談所の一時保護所において外部の第三者でありますアドボカイトが入所児童から意見を聴く取組を開始し、継続して実施しているところです。今年度は、児童養護施設等でも実施できるように、アドボカイトを養成するための講座を開催するとともに、モデル的に導入する施設一か所を選定して、施設職員を対象とした研修を行ったところでもあります。来年度は、選定した施設における取組を開始するとともに、その他の施設への横展開に向けて共同で実施します仙台市と連携して事業を進めてまいりたいと考えております。また、アドボカイト養成講座も引き続き実施することとしております。

○庄田圭佑委員 仙台市と連携してやっていたかということ、大変いいことだと思います。実際に児童養護施設にアドボカイトを派遣している都道府県というのは、多分全国でも数えるぐらいしかなくて、宮城県はかなり先行的な自治体だと思っております。そう考えると、やはり福祉の村井というのはこういうところにも生きていらっしゃると思います。ぜひこれも継続して頑張ってくださいと思います。また、子どもアドボカシーも、結局先ほどのヤングケアラーと同じで、認知度がまだなわけでございます。今年度、アドボカイトの養成講座もやっていますが、実際に施設に派遣するアドボカイトの養成も極めて重要ですが、この子どもアドボカシーというものの認知度を高めていくということも、極めて重要だと認識しております。この認知度向上についての今後の考え、取組について伺いたいと思えます。

○伊藤哲也保健福祉部長 現在、国では児童相談所の一時保護や入所措置の対応において、子どもアドボカシーの導入に向けた検討を行っているところでもあります。県として

は、こうした状況も踏まえて、児童相談所が保護した社会的養育が必要な児童を対象として実施することを考えております。このため、まずは児童養護施設やファミリーホームなど、児童を養育する施設への説明や職員を対象とした研修により、アドボケイトの理念や必要性に対する理解促進を図ってまいりたいと考えております。あわせて、子供の権利擁護が推進されるよう、社会的認知度の向上を目的としたセミナーの開催についても検討してまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員　ぜひ様々な手法を講じていながら、認知度を向上していただきたいと思えます。宮城県社会的養育推進計画の中には、子どもアドボカシーの対象は、その社会的養育が必要な子供のみならず、全ての子供というような表記がたしかあったと記憶しておりますので、ぜひ、全ての子供に行き渡るまで何年かかるか分かりませんけれども、可能な限り様々な手法を講じていただきなから、事業を進めていただきたいと思います。っております。

次に移りたいと思います。仙台医療圏地域医療構想推進費についてでございます。これまでも様々な議員から様々な質問があったわけでございますけれども、私からも何点が質疑させていただきたいと思えます。仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合及び東北労災病院と県立精神医療センターの合築に向けた調査費八千三百六十万円が措置されているということでございます。結構高額な予算なのかと思っております。ありますけれども、この費用の妥当性と具体的な調査項目について、お伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長　この事業は、我が県の政策医療の課題解決を前進させるともに地域医療構想を推進するため、仙台医療圏の医療提供体制の分析及び新たな拠点病院の構想の検討など、関係機関との協議のために必要な調査を行うことを目的としております。この調査は、医療需要の動向や病院経営の課題等を適切に調査・把握し、新病院の果たすべき役割、診療機能、適正な病床規模、人員配置等について検証するものでありますことから、高度な専門性を必要とするため、この予算額については妥当なものと考えております。また、具体的な調査項目であります。仙台医療圏の医療提供体制に関するデータ分析及び課題の整理、各病院の基礎調査、新病院の具体的方向性についての検討、また、二つの枠組みに係る検討・協議の支援といった四つの項目の調査を予定しているところであります。

○庄田圭佑委員 高度な知識を要するので、このぐらいの金額が妥当だということでありました。高度な専門性とその知識が要るということでもありますので、この委託先の選定手法とか、その委託先を決定する時期、この見通しについて確認させていただきたいと思えます。

○伊藤哲也保健福祉部長 この事業は、ただいま申しましたとおり地域医療及び病院経営に関する高度な知識や経験が必要であると考えておりますので、業者の選定に当たりましては専門的知識やノウハウ、経験等を吟味する必要があることから、公募型プロポーザル方式による随意契約を予定しております。委託先の決定時期は、予算をお認めいただいた後から公募手続を開始して、今年五月中の契約締結を見込んでおります。

○庄田圭佑委員 五月中の契約締結ということであると二か月半、三か月弱ぐらいでしょうか。公募型プロポーザルということでございますので、選考委員も多分決める形になると思いますけれども、選考委員についてどのように現段階でお考えか、確認させていただきたいと思えます。

○伊藤哲也保健福祉部長 公募型プロポーザルの選考委員については、五名を予定しております。その内訳は、保健福祉部の担当課長等の職員三名のほか、民間事業者の提案を的確に評価できる者として、地域医療及び病院経営に関する学識経験者を二名選任するという予定で考えております。

○庄田圭佑委員 多分様々なところから知事が思っている以上の、かなりのハレーションが起こっているのではないかと思いますので、しっかりと選考委員も決めていただいで、地域の声もきちんと拾えるような形で調査できるような形を整えていただきたいと思っております。代表質問において知事からは四病院の連携統合について、来年度のできる限り早い時期の基本合意を目指しているという答弁があつたわけでございます。基本合意の前提となるのが、この調査だと認識しておりますけれども、先ほど五月末までに契約を締結するというお話がありました。いつ頃までにその調査結果が示される見通しなのか、確認だけさせていただきたいと思えます。

○伊藤哲也保健福祉部長 調査結果の時期という御質問だと思いますけれども、まず四病院の再編については、これまで申し上げてますように来年度中のできる限り早い時期に基本合意を目指す考えであります。そのために、この調査事業の中で分析したデータ

こに至るまでの振り返りと今後について知事の思いをお伺いしたいと思います。

○村井嘉浩知事 水道事業は、人口減少や老朽化する施設の更新などますます厳しくなることが予測されており、みやぎ型管理運営方式は県が水道事業者として最終責任を担いながら、民間の力を最大限に活用する効果的な取組であります。振り返れば、平成二十七年度の県内部での検討開始から、水道法改正に向けた国への働きかけや海外の事例を参考とした制度の構築、優先交渉権者の選定、更には国への許可申請など様々な手続を経ながら約七年間という長い期間を要して、我が県の水道事業の課題を解決する、最良の事業が開始できると考えております。四月の事業開始後においても、運営権者をつかりとモニタリングするほか、県民に対しましては事業の実施状況を丁寧に説明しながら、みやぎ型管理運営方式が全国の水道事業における経営基盤強化の新たなモデルとなるよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 これは、ほかの委員からも出る出ているのですけれども、やはりみやぎ型管理運営方式に対する理解というものが、正確に県民に伝わっているかというとなかなかそうではなくて、インターネットの書き込みで一喜一憂するのともうかと思うのですが、気仙沼市の水道料金が上がりましたと。これは、みやぎ型管理運営方式で民営化——民営化と県は言っていませんけれど、インターネットでは民営化と書いているので民営化と言いますが、民営化した影響だとかと書かれているわけで、やはり情報が錯綜して理解が十分進んでいないと思いますので、しっかりと県民の理解が深まるような取組をお願いさせていただきたいと思えます。この件について、公営企業管理者から何かもしあれば、一言お伺いしたいと思います。

○櫻井雅之公営企業管理者 今後ともしっかりと説明責任を果たしながら、可能な限りの情報公開に努めてまいりたいと思います。

○庄田圭佑委員 ぜひよろしくお伺いしたいと思います。続けます。主要事業概要説明書には、このみやぎ型管理運営方式について、水質及び財務関係等におけるモニタリング業務委託ということで記載がございます。基本的には、SPCはデフォルトしないとは認識しております。そういう前提の下考えると、この財務関係のモニタリングというものは、主にOM会社を想定しているものと理解してよろしいのか、確認させていただきたいと思えます。

○櫻井雅之公営企業管理者 令和四年度の当初予算に計上してございます事業費のうち水質及び財務関係等におけるモニタリング業務委託費、これにつきましては継続性が重要であるみやぎ型管理運営方式の運営を担います、SPCの財務状況の監視を目的とした経費でございます。具体には、公認会計士の支援を受けて実施する県と会計等の専門家で構成いたします経営審査委員会によるモニタリングの経費ということで計上してございます。OM会社につきましても、SPCと連携して事業を運営する重要な役割を担っていますことから、当然SPCと同等のモニタリングを行いまして、事業運営の継続を確保してまいりたいと考えてございます。

○庄田圭佑委員 OM会社の情報開示もというお話でございましたけれども、実際にそのOM会社の財務関係の資料というものは、どの程度開示されるものと考えておけばよろしいのでしょうか、確認させていただきます。

○櫻井雅之公営企業管理者 OM会社には、SPCと同等レベルでの事業年度ごとの財務諸表や四半期ごとの財務係数や財務指標、こういったものの提出を求めることとしてございます。OM会社もSPCと同様に財務状況について、県と経営審査委員会のモニタリングを経まして公開することとしてございます。

○庄田圭佑委員 SPCより、どちらかというところOM会社のほうにきちんと注目していく必要もあるだろうと思いますので、今の答弁を伺いましたので、ぜひ引き続き透明性の高い経営審査委員会の運営に努めていただきたいと思います。それと、これまでの議論の中でも、施設ごとに癖のある機材等の取扱いについては、引継ぎが極めて重要だという指摘がありました。既存事業者からSPCへの引継ぎの進捗状況と事業開始時点の従事者の確保見通しについて、お伺いいたします。

○櫻井雅之公営企業管理者 既存事業者からの業務の引継ぎにつきましては、今年一月から本格的に開始してございます。運転監視業務への立会いや点検業務に同行した現場の引継ぎなどを実施することによりまして、浄水場・処理場の維持管理が確実に進めるよう、現在着実に進めているところがございます。SPCでは現在、現場の引継ぎに合わせまして、新規事業者の育成を行っているところでございます。また、災害を想定した訓練も計画するなど、四月からの事業開始に向けて万全を期すこととしてございます。SPCとOM会社の業務者でございますが、株主企業からの出向者、それから新規

採用者及び既存の事業者からの転籍者、合わせまして現在の従事者二百六十六人と同規模の二百六十九人を既に確保していると聞いてございます。

○庄田圭佑委員 二百六十六人のところ二百六十九人ということで、充足しているという答弁でございました。ちなみに、データをお持ちであれば確認させていただきたいのですが、二百六十九人の従事者に占める既存事業者からの転職予定者、転職してる人もいるのかもしれませんが、その割合とか人数を確認させていただきたいと思います。

○櫻井雅之公営企業管理者 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ、SPCは一〇〇%の出向者でございますが、OM会社のほうでございますけれども、事業提案当時から想定を上回りました、全職員の四割、計画では三割くらいということでしたが、四割の転職者を確保していると報告を受けてございます。

○庄田圭佑委員 四割が今の施設に携わっている方ということで熟練した従事者になるのかと理解しているところでございます。その四割の方を中心に、残り六割の方もしっかりと教育していただいて、安全な施設運転に努めていただきたいと思っております。でございます。とにもかくにも、しっかりとこの二十年間監視をしていただきなから、今までどおり安全で安心な水を県民に届けていただきたいと、最後に要望させていただきます。次に移りたいと思います。

最後でございます。盛土対策費についてお伺いさせていただきます。

この予算につきましては、私の地元、仙台市泉区北中山における林地開発行為を受けて、建設残土捨場などの造成工事現場における変状に対応した予算だと伺っております。具体的な対応内容と今後の予定についてお伺いいたします。

○鈴木秀人環境生活部長 変状が確認されました仙台市泉区北中山地区の盛土でございます。この盛土でありますけれども、事業者が平成十九年九月に林地開発許可を受けまして、開発行為を実施している箇所でございます。そして昨年になりますが、昨年六月に開発区域内、更に開発区域外において、クラックや沈降などが確認されたというものであります。県では、事業者に対しましてブルーシートの設置や排水施設の改修などの応急対策を指示しております。この指示に対しまして、既に事業者のほうで着手されているということでございます。更には、復旧計画の早期作成につきましても指導しているという状況でございます。今回の盛土対策費であります。国の今年度補正予算によ

りまして創設されました盛土緊急対策事業を活用しているものであります。変状の発生原因の解明や必要な対策の検討を行うものでございます。今後は、これらの結果を基に事業者が作成する復旧計画の妥当性を判断してまいりたいと思ひますし、その結果に基づきまして対策方法についても指導してまいりたいと思ひます。

○庄田圭佑委員　ぜひいろいろと進めていただきたいと思ひているところでございます。地元の町内会の役員の方とか、その現場至近の方が一日も早く安心できる環境にしてほしいということで、強く要望を承っておるところでございます。いつ頃その調査結果を住民に公表できるのか、また住民説明会、実施する必要があると認識しているところでございますが、そういった御予定があるのか、伺いたたいと思ひます。

○鈴木秀人環境生活部長　付近の住民の方々の御懸念、御不安はごもつともだと思ひます。今回の調査につきましては、現時点において、今年の五月末までに取りまとめる予定としております。この調査でありますけれども復旧対策を実施する事業者を適切に指導していくことなどを目的として行うものであります。調査の結果、危険性が確認された場合など状況に応じまして結果の公表や住民説明会の実施について検討してまいりたいと思ひます。